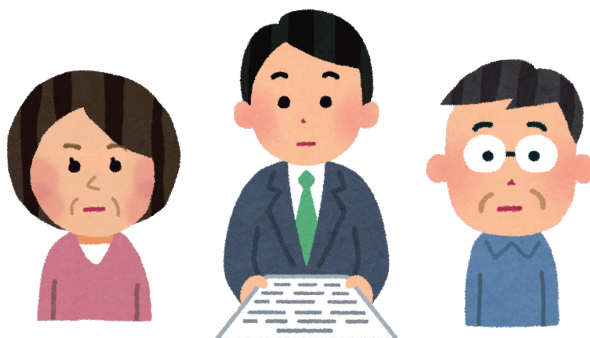


⑤ 請願と陳情

県の仕事について、してもらいたいと思うことは、誰でも文書にして県議会に提出することができます。これを請願または陳情といいます。

● 議員の紹介によって議会に提出されたものを請願といいます。請願をすることは、今の日本ではすべての人に認められています。請願は議案と同じように話し合い、県の仕事にいかしたほうがよいと決めた場合には、知事などにそうするように働きかけます。

● 議員の紹介がなくても陳情として議会に提出することができます。提出された陳情は、まとめて議員に配られます。また、議長が話し合ったほうがよいと認めたとき、請願と同じように話し合います。



⑥ 会議の傍聴

誰でも本会議や委員会などの様子を見たり聞いたり(傍聴と言います。)することができます。

車いすを使っている人や補助犬を連れている人も傍聴できます。手話通訳や要約筆記をご希望の方は、事前にお申し込みください。

